

議会運営委員会会議録（令和5年6月5日）

出席委員 岩城委員長 竹原副委員長 大浦委員 古沢委員 開田委員 中川委員
尾崎議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 長崎財政課長 高倉総務課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。竹原副委員長、古沢委員にお願いいたします。

日程第2 令和5年6月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石川総務部長】 それでは、改めまして、おはようございます。

6月定例会に提出する議案の概要について説明いたします。

まず、補正予算関係が2件で、一般会計及び下水道事業会計でございます。

一部改正条例につきましては、滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど4件でございます。

その他案件は2件で、不動産の処分について及び地方自治法第179条による専決処分の承認を求ることについてであり、報告案件は2件で、いずれも繰越計算書でございます。

また、追加議案として人事案件が8件でございます。

詳細な内容につきましては、担当課長からそれぞれ説明いたします。

【長崎財政課長】 それでは、6月補正の概要等についてということで、資料のほうをお願いいたします。

まず、議案第23号でございます。一般会計の第2号でございます。第1号につきましては、後ほどご説明させていただきますが、4月17日付で専決させていただいております、子育て世帯への給付金のものが第1号でございます。

今回補正額は4億2,755万3,000円であります。合計額が130億1,357万8,000円となりま

す。今回補正の一般財源につきましては9,000万円余りですけれども、繰越金のほうを充当する予定としております。

各事業につきまして、少し説明させていただきます。

企画調査費でございます。小中学生約30名になりますけれども、なめかわ未来学校プロジェクトの業務委託費でございます。フィールドワーク、ワークショップ等を予定しております。

S D G s 推進事業費でございます。こちらは二酸化炭素排出抑制対策事業の実行計画の策定調査費でございます。2年間かけて計画を策定する予定としております。その他財源につきましては、事業費の3分の2を充てておりますけれども、地域循環共生社会連絡協議会というところからの財源を見込んでおります。

地域公共交通確保対策事業費。鉄道、バス、タクシー事業者等への燃料費等の支援でございます。

すみません、ちょっと申し遅れました。国補のところに書いてあります、備考欄に物価高騰対策というふうに記載している部分ですけれども、こちらは地方創生臨時交付金のほうを充当している事業でございます。今回の鉄道、バス、タクシーについても物価高騰対策ということで交付金を充当しております。

続きまして、D X 推進事業費でございます。スマホ教室の開催、デジタル支援員の配置等ございます。スマホ教室につきましては10分の10の補助、デジタル支援員については2分の1の補助でございます。

防災行政無線運営費です。こちらは落雷被害がありました防災行政無線の復旧工事でございまして、大掛の子局でございます。こちらを復旧するものでございます。現在、仮復旧済みでございます。

安全安心なまちづくり事業費です。開町内会の自主防災会の防災資機材の整備補助でございます。こちらのその他財源につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成を充当しているものでございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給費でございます。住民税非課税世帯に対しまして、対象世帯へ3万円給付するもので、2,500世帯を見込んでおります。

社会福祉施設等特別支援事業費。障害福祉施設、介護保険サービス事業者への燃料費等、光熱水費等の支援でございます。

シルバーワークプラザ整備費であります。シルバーワークにつきましては、今現在シル

バ一人材センターが入居しておられますけれども、そちらの空調設備の更新工事であります。

保育所等施設整備補助金。こちらは西加積認定こども園の増改築工事に係る助成でございまして、資材高騰等によります補助基準額の増額に伴うものでございます。事業費全体の2分の1が国、4分の1が市、4分の1が法人という事業負担割合となっております。

私立保育所等運営事業費。こちらは未就学児の副食費の支援並びに光熱水費の支援でございます。

放課後児童対策事業費。放課後児童対策事業ということでフットボールセンターが実施している事業でございまして、こちらは県の補助が2分の1でございます。

生活保護事務費。生活保護システムの改修費でございまして、国の補助が2分の1。

続きまして、厚生連滑川病院運営費補助金です。こちらは小児科の診療日の増による運営費の補助ということで、当初予算にも予算がありまして、合計しまして、当初と今回補正分で1,000万円の補助となります。

新型コロナウィルスワクチン接種事業費であります。こちらは令和5年度の春夏接種、秋冬接種の費用で、年間分の費用でございます。国の補助、国の負担金の10分の10でございます。

公衆浴場特別支援事業費。こちらは事業者への光熱水費等の支援です。

サン・アビリティーズ滑川管理運営費。こちらは体育館のバスケットゴールの更新ということで、当初予算でも一対、予算を計上しております。全部で3つございますけれども、今回追加で、都合の悪いゴールがございますので、当初予算の分と合わせて二対を改修、更新したいというふうに思っております。

多面的機能対策事業費です。こちらは活動組織の追加に伴います補助であります、県の補助が4分の3であります。

豊かな農村づくり推進費です。農業者への光熱水費等の支援です。

農業用施設等整備費。こちらは農業用水路の安全対策ということで、令和4年度に中野島のほうでワークショップを実施しております。それに係ります用水路の安全対策ということで、同じく中野島地内に対策工事を実施するものであります。

漁業振興事業費であります。こちらはベニズワイガニの加工施設の改修に係る補助と漁業者への燃料費等の支援でございます。

薬業対策事業費であります。こちらは医薬品配置従事者への燃料費等の支援であります。

消雪施設改良事業費。こちらは社会资本整備交付金の追加内示のあったもので、消雪パイプの敷設に係るものでございます。国の補助が60%であります。残りの90%を起債充当としております。

道路改良事業費。継続路線が3路線、新規路線が1路線でございます。

市道舗装費。こちらは下島地内での市道舗装費でございます。

中滑川複合施設整備費です。階段の転落防止対策等に充当するものであります。

東福寺野自然公園管理費であります。こちらはバーベキュー施設改修費ということで、ガス管の敷設替えということで、これは事前にご説明させていただいており、すでに実施しているものでございます。

公園管理費です。ハナショウブ園の欠株、防虫対策に充てるものでございます。

次のページをお願いいたします。2ページ目になります。

消防運営費でございます。こちらは少年消防クラブ育成資機材の整備ということで、小学校5・6年生が少年消防クラブというふうになっておりまして、そちらの事業に対する資材の購入でございます。財源につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成のほうを充当いたします。

学校給食費補助事業費。こちらは小中学校の給食費の値上げ分の支援でございます。令和5年の6月から今年度末、令和6年3月分まででございます。

小学校管理費。こちらは南部小学校のスクールバスの安全装置の設置に係る費用でございます。県補につきましては8万8,000円ですけれども、こちらは定額で上限額が8万8,000円でございます。

地域連携部活動推進事業費であります。休日の中学校部活動の地域移行実証事業ということで、10の部活での実施を予定しております。1部活当たり21万円の県の委託金があります。10部活分で210万円でございます。

社会体育施設管理費です。こちらはフットボールセンターのネーミングライツ料について、フットボールセンター富山の管理運営費として助成するものでございます。

その下になります。債務負担行為でございます。

令和5年3月議会におきまして、市営住宅等につきまして、指定管理者の制度導入についての条例の改正を行っております。今回、滑川市営住宅等管理運営費として、令和6年度から3年間ということで債務負担行為を起こすものでございまして、限度額が9,472万5,000円でございます。

続きまして、地方債補正でございます。変更が1件ございます。

道路橋梁事業費。先ほど申し上げました消雪施設改良事業費に係る分で、180万円の限度額を増額するものでございます。

そのまま、報告のほうを説明させていただきます。

報告事項につきましては、報告第2号、こちらは一般会計の繰越明許費でございます。20件ございます。こちらについては、3月定例会等におきまして議決をいただいております繰越事業に係るものでございまして、繰越額が確定しましたので、今回報告を行うものでございます。事業の細かなものにつきましては、省略させていただきます。

報告第3号につきましては、こちらは下水道事業会計の繰越計算書でございます。管渠建設、施設建設につきましては、それぞれ記載のとおりの金額でございます。施設費につきましては、こちらは事故繰越でございまして、121万円でございますけれども、浄化センターの汚泥処理棟ですか、の汚泥のかき出し機の取替え工事でございまして、施設の資材の納入が遅れるということで、事故繰越として報告させていただくものでございます。

引き続きまして、3ページ目をお願いいたします。

議案の30号、専決第1号でございます。こちらは令和4年度の最終専決補正でございます。一般会計でいきますと、8号の補正となります。補正額は7億2,497万1,000円。合計が154億4,846万1,000円となります。

一般財源7億7,800万円余りございますけれども、内訳が右のほうに、備考欄に記載しております。予算額に対しまして多くの歳入があったものについて、基金へ積み立てたものが主なものでございます。

事業名につきまして、まず簡単に説明させていただきます。

今ほどの積立ての基金ですけれども、減債基金積立金と公共施設整備基金が記載の金額でございます。年度末の残高見込みについては、こちらに記載のとおりでございます。

あと、2-1-6の文化会館建設基金積立金は、毎年5,000万円についているものでございます。令和4年度につきましても、5,000万円の積立てを行うものでございます。

福祉のまちづくり事業基金積立金につきましては、3月補正以降に寄附のあったものがございまして、そちらを積み立てるものでございます。

土地改良対策事業費からその下の部分については、主に建設事業費の確定に伴います精査及び財源更正をするものでございます。

その中で、3番目ですけれども、8-2-2の除雪対策事業費。こちらにつきましては、

国の補助が1,300万円入っております。こちらは臨時道路除雪費補助金が交付されたことから、一般財源と財源更正を行うものでございます。

一番下になりますけれども、林業施設災害復旧費でございます。こちらは、県補というところで1,800万円ほど入っておりますけれども、12月補正で予算づけしていただいたものなんですけれども、12月補正時におきましては、県の補助が2分の1、50%予算で見ておったんですけれども、激甚災害に認定されたことに伴いまして、県の補助金が増額、市の負担分として起債充当しておったんですけれども、起債の分を減額とするような専決補正でございます。こちらについては、財源更正を行った後、令和5年度に繰越事業として行うものでございます。

その下の地方債補正です。変更が5件でございます。

上記事業に伴います限度額の減額でございます。

続きまして、最後、4ページ目をお願いいたします。

先ほども申し上げました令和5年度の一般会計の第1号でございます。

令和5年4月17日で専決させていただいております。補正額が2,018万5,000円。財源が国の補助金でございます。

国の子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係るものでございまして、児童扶養手当の受給者、低所得ひとり親世帯です。ほか、住民税の非課税世帯の子育て世帯に対しまして、給付金ですけれども、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。403名分の費用でございます。

説明のほうは以上になります。

【高倉総務課長】 私のほうからは、予算関係以外について、議案一覧表を基にご説明いたします。

最初に条例関係ですが、4本上程いたします。新規制定はなく、全て一部改正条例であり、改正理由につきましても、法律の施行によるものばかりでございます。

それでは、概要のほうですが、議案第25号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、生活保護受給者の医療扶助におきまして、今年度からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認制度への移行に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、俗に言う番号法ですが、の対象外

である外国人の個人番号を利用するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、外国人に対する生活保護に関する事務を追加するものであります。

施行期日は公布の日からであります。

次に、議案第26号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法律の整備に関する法律による内閣府令の改正により、当該条例における所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正するものであります。

改正する条例としましては、滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であります。

施行期日は公布の日からであります。

次に、議案第27号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が施行されたことに伴い、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、1つ目は、国民健康保険税の課税限度額を変更するもので、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に引き上げるもの。2つ目は、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を変更するものであります。

施行期日は公布の日からでありますが、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。

次に、議案第28号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、引用元の省令で規定する対象期間の改正に伴い、当該条例で規定する固定資産税の課税免除適用期間を2年間延長し、令和5年3月31日を令和7年3月31日までに改正するものであります。

施行期日は公布の日からであります、令和5年4月1日から適用するものであります。

次に、その他案件の議案でございます。

議案第29号 不動産の処分についてであります。

これにつきましては、坪川町内会の公民館敷地に係るもので、面積約316平米の宅地を譲与するものであります。

議案第30号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めるについてのうち、専決第1号と専決第3号は、先ほど、財政課長からの説明のとおりでございまして、専決第2号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定についてになります。

これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、1つ目は、森林環境税について、個人市民税と合わせて賦課徴収とするもの。2つ目は、軽自動車税のうち環境性能割の現行税率を令和5年12月まで据え置くものと、種別割のグリーン化特例を3年間延長するものであります。

施行期日は令和5年4月1日からであります。ただし、森林環境税の導入は令和6年1月1日からとなっております。

最後に、人事案件の追加議案でございます。

議案第31号から38号は、滑川市農業委員会委員の任命についてであります。

現在の農業委員会委員の任期が4月19日をもって満了となることから、地区から推薦のあった候補者8名の任命について議会の同意を求めるものでございます。

私からは以上となります。

【岩城委員長】 ご苦労さまです。

では、ただいまの説明について質疑ございますか。

よろしいですか。

【開田委員】 この寄附の積立てってあるじゃないですか、49万円。これって、49万円をもらったんけ。あるいは、いろいろ整理整頓して49万円を積み立てるんですか。

【長崎財政課長】 3月補正でも、それまで今年度の分を積立てたしますが、その後、

一般の方、団体の方もおられますけれども、福祉の事業に対して寄附しますというようなものに対して、全額寄附しているものでございます。

【開田委員】 合わせたら49万円になったんけ。

【長崎財政課長】 そうです。

【開田委員】 私、また、49万円なら、50万円出されたんかなと思ったんです。すみませんでした。

【長崎財政課長】 11件です。

【開田委員】 11件分ね。

【長崎財政課長】 3月補正以降、11件分です。

【開田委員】 分かりました。すみません。

【長崎財政課長】 失礼しました。

【岩城委員長】 そのほか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 では、ほかにないようですので、その他で当局から何かありますか。

(特になし)

【岩城委員長】 では、当局の皆さんには退席願います。

(当局退室)

【岩城委員長】 日程第3 令和5年6月定例会の会議日程追加について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【落合局長】 お手元に会議日程案として再度お配りしております。

先般の情報技術調査特別委員会協議会でも話がございましたけれども、滑川市議会におけるタブレット端末等の使用基準につきましては、正式に委員会を開催して決定すればどうかということでございました。

全議員を委員とする委員会でありますので、例えば質問2日目の本会議終了後に追加すればどうかと思いますので、お諮りいただければと思っております。

また、今回、特別委員会なんですが、定例会中に開催の委員会であり、委員会での決定事項について最終日に委員長報告の形を取りたいとの正副委員長の意見も出ております。お願いします。

【岩城委員長】 ただいま事務局から会議日程追加の案が示されました、委員の皆様、

よろしいですか。何かありますか。

【大浦委員】 青山委員長と話をさせていただきまして、これまでの定例会中の委員長報告で、特別委員会の委員長報告があったかどうか、私、分からぬんですけど、私がいる中ではなかったというふうに認識しています。

ただ、今回この議会側だけのものではなくて、当局に対しまして、DX推進は議会、また滑川市行政も図っていくべきだろうということで、委員長と話をして、委員長報告でさせていただきたいという経緯がありましたので、ご報告させていただきます。

【岩城委員長】 ただいま事務局、そしてまた大浦委員からの話でございますので、その他の中で何かあれば。

(特になし)

【岩城委員長】 なければ、今ほどの案のとおり会議日程を追加いたして、委員長報告については情報技術調査特別委員会正副委員長の申出のとおりにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 なら、一応異議がないということで、そのまま、案が示されたとおりに行いたいと思います。

次に、日程第4 請願、陳情、意見書等について議題といたします。

事務局から説明してください。

【落合局長】 それでは、請願、陳情、意見書等についてでございます。

一覧表を頭におつけしておりますが、一覧表のとおり、今のところ、陳情が1件、意見書提出要請が1件、要望書が1件出されております。

まず、資料1のほうは「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」でございます。内容は、全国靈感商法対策弁護士連絡会の声明は不当なものであり、世界平和統一家庭連合との関係断絶などの決議を行わないようにすること、また信者やその子らが不当な差別を受けることがないよう配慮することを求めるものでございます。

次に、資料2の意見書につきましては、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情」でございます。

世論では、7割の国民が核兵器の禁止条約に日本政府が署名・批准することに賛成しており、各自治体議会でも、652自治体が意見書を採択している状況であることから、日本は核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つべきであり、そのあかしとして条約署名・批准を

国に求める意見書を提出していただきたいという内容でございます。

表題には「陳情」とありますが、内容は意見書の提出について採択するよう求めるものであり、提出者に確認しましたところ、意見書の提出要請として取り扱ってほしいということでございました。

最後に、要望書1件についてでございます。

資料3は「国に対し、インボイス制度の延期・見直しを求める陳情書」で、インボイス制度を考えるフリーランスの会の代表の方の名で提出されたものでございます。

新型コロナの影響や物価上昇等で地域経済が疲弊する中、インボイス制度導入を契機とした中小零細事業者の廃業の増加や成長意欲の低下など多くの混乱を招くことが危惧される状況であることから、インボイス制度の延期・見直しを求める意見書を提出してもらいたいという内容でございます。郵送で送られてきたものでございます。

この郵送の1件につきましては、先例に倣い、要望として取り扱い、参考配布したいというふうに考えております。

なお、最終受付は定例会3日前のあさって6月7日となります。それまでに案件の追加があれば、定例会初日の6月12日月曜日の本会議終了後、議運を開いて協議いただきたいというふうに思っております。

今回の意見書1件と併せて、各グループ・会派で協議いただき、21日の本会議前の議運で報告いただきたいというふうに思っております。

以上です。

【岩城委員長】 ただいま事務局から説明がありましたが、まず資料1の陳情の取扱いについてであります。各委員から意見を求めることがあります。

【古沢委員】 この全国靈感商法対策弁護士連絡会が、統一教会との関係断絶を求める声明を公表し、声明文を1,788自治体に送付したというふうになっているようですが、本市議会には来ているんでしょうか。

【落合局長】 確認しましたところ、こちらの滑川市議会には出ておりません。また、下の当局のほうにも出ていないというふうに確認しております。

【岩城委員長】 いいですか。

【古沢委員】 それぞれのところで協議してもらえばいいと思いますが、この前提がないということだから。うちは来ていないということですからね。それだけ。

【岩城委員長】 それでは、この陳情につきましては、もし委員会で受けるということに

なれば、議会運営委員会で受けんにやならんかなというふうに思います。

しかしながら、前回の2回ほどは委員会に付託せず、参考配布という形を取っております。

そういうことから考えれば、参考配布でもどうかなという気ではおりますが、皆様からのご意見を聞かせて。

【大浦委員】 私、これまでと同じやり方の方向でいいかと思います。

【岩城委員長】 よろしいですか。

(異議なし)

【岩城委員長】 そしたら、委員会付託せずに参考配布いたしまして、もしその陳情者から何かあれば、私と議長で対応していきたいと思っておりますので、そういうふうにさせていただきたいと思います。

それでは、次に、意見書の提出要請が1件ということではあります、6月7日までに案件の追加が出てくれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

郵便の提出の1件については、先例に従い、要望書として参考配布いたします。

日程第5 その他に入ります。

委員の皆様方、ありますか。

(特になし)

【岩城委員長】 事務局、ありますか。

【落合局長】 すみません、2点ほどお願ひします。

まず1点目は、全国市議会議長会表彰の伝達についてでございます。

第99回の定期総会が来週、6月14日に開催されますけれども、その総会におきまして、前々年度に推薦漏れがありました岩城議員さんが、正副議長4年以上の一般表彰ということで表彰を受けられます。

先例では議場で伝達しておりますけれども、今回は最終日の全員協議会の席上でお渡ししたいというふうに考えております。

2点目は、前回の会議で協議していただきましたクールビズについてでございます。

5月から10月までの間に開催されます定例会や定例協、委員会協議会等については、クールビズを実施するというふうにしたところです。

また、特に今年の6月定例会、9月定例会においては、議場においても登壇する際や質問者席に立つ以外については上着を脱いでの対応を認めたところです。

ども、この定例会中に開催の委員会も含めて、その対応で可ということを改めてこの場でちょっと確認させていただき、その旨を当局にも案内したいというふうに考えております。

また、傍聴されます方やテレビ視聴される方もいらっしゃいますので、定例会冒頭の議長発言にも説明を入れたいというふうにも考えております。

以上です。

【岩城委員長】 今ほどの事務局の説明で、6月定例会、9月定例会においては、議場においても、登壇する際や質問者席に立つ以外は上着を脱いでの対応も可能とし、委員会も含めたもので、対応でいくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 よろしい。はい。

局長、話はちょっと別だけども、この議長会表彰で、浦田前議員も対象やったと思うがだれども、それはどうなっておるが。漏れておったやつ。

【落合局長】 今ほどのお話のとおり、前々年度の推薦の中に浦田議員さんも漏れていたということなので、今回、浦田元議員さんの分も含めて表彰を受けるということになります。

ただ、浦田元議員さんに関しては、現在いらっしゃらないということで、自宅のほうに、例えば議長と一緒に伺うというような対応になろうかと思っております。

【岩城委員長】 分かりました。

ということでありますて、対象者が2名漏れておったというふうになりました。あまり私ごとで、これ以上言いたくありません。

【大浦委員】 今回、その表彰を全員協の中でやるって言われたんですけど、これまで議場でやっていたじゃないですかね。何か尾崎議長もかわいそーかなと。

【岩城委員長】 それは、私がやめてくれと言ったが。

【大浦委員】 あ、そういうことですか。分かりました。説明がなかったんで。

【岩城委員長】 あ、そういうがけ。

【中川委員】 以前も、全員協議会で。

【開田委員】 全員協議会であった。

【大浦委員】 あ、そうなんですか。

【岩城委員長】 そういうこともあって。

一応そういうわけでありまして、なら、浦田さんには届けておいてあげてください。

各委員から何かござりますか。

(特になし)

【岩城委員長】 では、ほかにないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時41分閉会